

平成28年10月18日

常総市平成27年9月関東・東北豪雨災害関連死認定基準

第1 認定基準

水害と「当該時期の死亡の原因となった疾病等」との間に広く相当因果関係が認められる場合は、災害関連死と認定する。

第2 認定基準の考え方について

1 「水害」とは

水害とは、水害によって直接的にもたらされた洪水被害等に限らず、生活環境の変化、医療環境の変化、社会的インフラ環境の変化等広く水害によってもたらされた環境の変化を含む。

2 「当該時期の死亡」とは

当該時期の死亡とは、現実に死亡した時期を基準にする。死期が迫っており水害がなくても死亡することが確実であったとしても、死期が迫っていたという事情のみで相当因果関係が否定されるものではない。水害がなければ、延命措置を講じることによって、当該時期の死亡よりも長く生きられた場合は、相当因果関係が認められる。

3 「疾病等」とは

疾病等とは、直接死亡の原因となった疾病等に限られない。直接の死亡原因となった疾病の進行を早めた別の疾病が水害により発症した場合は、相当因果関係が認められる。

自殺の場合は、単に自殺であるという理由のみで相当因果関係が否定されない。自殺の原因となった精神的疾患等の疾病と水害との因果関係が問題となる。

4 「相当因果関係」とは

「法律上」の相当因果関係を指す。一般的に医学的・科学的因果関係よりも広く因果関係が認められやすい。

不支給処分取消訴訟における相当因果関係を前提として水害により死亡したといえるか否かを判断する。水害との時間的關係によって一律に判断され

るものではない。

5 「認められる」とは

認定資料については、第一次的に申請者側で準備すべきであり、資料の提出がない場合は申請者の不利益に取り扱うよりほかないが、申請者の中には高齢者等も含まれており十分な資料収集が期待できない可能性もあることから、審査会でも積極的に資料収集すべきである。

医師の診断書、診療記録等の客観的資料に限らず、必要に応じて当事者からの聴き取り等を行い積極的に資料収集を行う。